質 問 第 七 三 号昭和二十五年三月四日提出

農業計画の違法割当に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年三月四日

院 議長 幣 原 喜 重 郎

殿

衆

議

提出者 Щ \Box 武 秀

農業計画の違法割当に関する再質問主意書

さきの質問に対して答弁があつたが、 到底納得しえないので再質問する。

答弁に「一応有効と解すべきであらう。」と言われる。「一応」とか、「であらう。」とか、あいまいな言

葉が使われているが、これでは判明しないし、逃口上としか受けとれない。これでは当局が都合のよい

時に都合のよい解釈をしたり、言い逃れをすることになるから明らかにしてほしい。

「一応有効と解釈すべきであらう。」というあいまいなことしかいえない場合に、 即ち法律に違反して

いる割当が、 それでも食糧緊急措置令の收用の対象になるのか。 なるとすればその法律上の根拠を示

てほしい。

「違法であり、 食確法によらない割当が、(しかも関係当局よりは食確法によつて割り当てられている

としている。)、 現在の行政法の建前で有効である。」というが、行政法のどういう立前でそうなるの

か。具体的に法を引用して説明せられたい。

さきの答弁は、「食確法を無視しても、それに違反して割当がなされても事実上は何らの支障もない。」

という、極めて重大な内容をもつもので、軽視できない問題を出しているので、更に具体的な、明白な答

弁を要求するものである。

右質問する。

兀